

第17問 同時履行の抗弁等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 双務契約の当事者の一方の債務が弁済期到来後に債務者の責めに帰すべき事由により履行不能となった場合には、相手方は、当該債務の履行に代わる損害賠償債務の履行が提供されるまでは、その反対給付債務について、同時履行の抗弁を主張することができる。

イ 不動産の買主は、目的不動産の所有権移転登記に係る手続がされていない場合であっても、目的不動産の引渡しを受けたときは、代金の支払を拒むことができない。

ウ 動産の買主は、代金の支払と引換えに、売主に対して受取証書の交付を請求することができる。

エ 双務契約が解除された場合には、各当事者は、その相手方に対する解除による原状回復義務について、同時履行の抗弁を主張することができない。

オ 賃貸借契約が終了した場合には、賃借人は、敷金が返還されるまでは、賃貸人に対して目的不動産の返還を拒むことができる。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

民法：42
第9問

同時履行の抗弁権

同時履行の抗弁権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 売買契約における売主が買主に対して目的物の引渡債務の履行をしない意思を明確にした場合において、買主が代金支払債務について弁済の提供をしないで目的物の引渡しを請求してきたときは、売主は、同時履行の抗弁権を主張することができる。

イ 売買契約の解除によって契約の両当事者が互いに相手方に対して負う原状回復義務は、同時履行の関係に立つ。

ウ 譲渡担保権の目的物の占有が債権者にある場合には、債務の弁済と、目的物の返還とは、同時履行の関係に立つ。

エ 建物の賃貸借契約において敷金が交付されていた場合には、賃貸借契約終了に伴う賃貸人の敷金返還義務と、賃借人の建物明渡義務とは、同時履行の関係に立つ。

オ 業務執行組合員から出資の履行の請求をされた組合員は、他の組合員が出資の履行をしていないことを理由に同時履行の抗弁権を主張することはできない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ